令和4年度 埼玉県ゴルフ選手権予選競技 [兼]国民体育大会埼玉県予選会 第1会場

開催日:令和4年4月6日(水)

開催コース: 高麗川カントリークラブ 120429-89-3131

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

- 1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)
 - (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
 - (b) 13 番の左側と 16 番との間にある白杭は OB のラインとし、現にプレーしているホールからラインを越えてインバンスに止まった球はアウトオブバウンズの球とする。
- 2. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則 16)
 - (a) 修理地
 - (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
 - (2) グリーンの前後やフェアウェイにあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
 - (b)動かせない障害物
 - (1)排水溝
 - (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
 - (3) 複数の動かせない障害物が接している場合、それらはひとつの動かせない障害物として扱われる。
 - (4) 動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
- 3. プレー禁止区域

電磁誘導カート路は全幅をもってカート道路とみなす。そのカート道路はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。球がその上にあるか意図するスタンス区域やスイングの区域にかかる場合は規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。球が目的外のグリーンのカラーにある場合についてもプレー禁止区域とし罰なしの救済を受けなければならない。

4. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
- (b)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。
- 5. <u>規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケース</u> (ローカルルールひな型 D-7)

規則 11.1b 例外 2 は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- 1. そのプレーヤー
- 2. そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- 3. ルースインペディメントとして定められる動物(つまり、ミミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物)。 そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。
- 6. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b,19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済 エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まった プレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用する ことができる。

7. クラブと球の規格

- (a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
- (b)ストロークを行うときに使用する球は R&A 発行の最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

8. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:

伝統的なスパイクーすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋲を有する スパイク (メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.3 参照

- 9. プレーの中断と再開(規則 5.7)
 - (a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

- (b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能) 規則 5.7b、c、d に従って処置すること。
- (c) プレーの中断と再開の合図 全て場内放送で通知する。
- 10. 練習(規則 5.5)
 - (b) ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。 終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。
- 11. <u>キャディー及び</u> 移動と乗用カートの使用について キャディーはゴルフ場配偶の者とし、移動については乗用カートの乗車を制限しない。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

- 2. スコアカードの提出
 - エリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。
- 3. 競技終了時点

競技委員長が全スコアカードを確認した上で、埼玉県ゴルフ協会のホームページに確定した全成績が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタートに掲示して告示する。
- 2. 朝の受付は、スタート予定時刻の40分前までにゴルフ協会の受付にてスタート予定時刻と名前を告げて、 ゴルフクラブのフロントに署名をする事。
- 3. スタート時刻 10 分前に必ずティイングエリアに待機すること。
- 4. 打ち放し練習場では備え付けの球を使用し、1人1箱を限度とする。
- 5. ラウンド中及びクラブハウス内では携帯電話の使用を禁止する。 重大なエチケット違反の場合は競技失格とする。
- 6. 予選通過は 25 位タイとする。(シード選手を除く)
- 7. 参加取り消しの場合は事務局に連絡する事。無断欠席は翌年の協会主催競技の出場を停止する。 尚、締め切り後の参加取り消しは参加費を徴収する。

埼玉県ゴルフ協会事務局 048-833-3220

*入場時はジャケットまたは制服を着用の事。

競技委員長

距離表 グリーン 使用ティーは **黒マーク競技ティー**

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	389			174					536	
Par	4	4	5	3	4	4	3	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
410	149	389	}	338		211	504	453		6788
4	3	4	5	4	4	3	5	4	36	72